

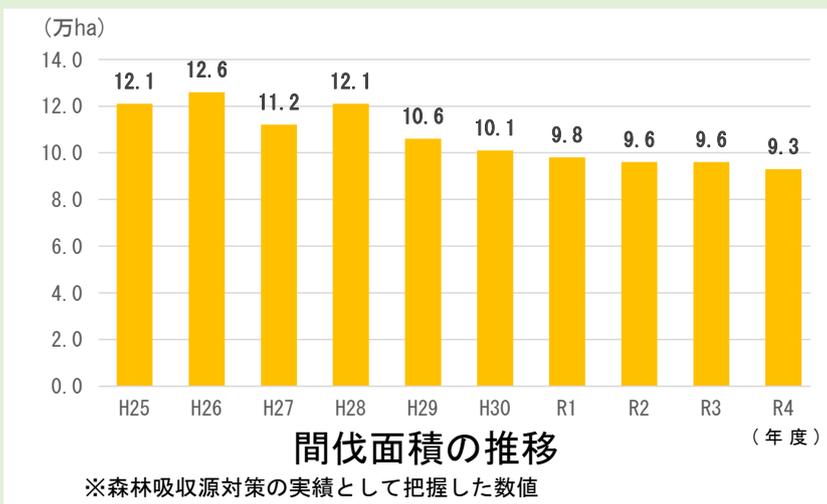
トピックス ～一般会計化後の10年を振り返る～

1. 公益的機能の発揮に向けた適切な施業の推進

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、国民生活に大きな役割を果たしています。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、重視すべき機能に応じた適切な施業[※]を推進しており、国土の保全等の公益的機能の発揮に向けて、間伐[※]の適切な実施や主伐後の確実な更新[※]を図るほか、育成複層林[※]への誘導を進めるなど、多様な森林を積極的に育成しています。

具体的には、間伐については、林齢やうっ閉の状況等を踏まえて適切に進めており、この10年間、年平均10万ha強を安定的に実施し、森林吸収源対策へも着実に貢献してきました。（全国森林計画に即して策定する国有林の地域別の森林計画の計画量と同程度の実績）



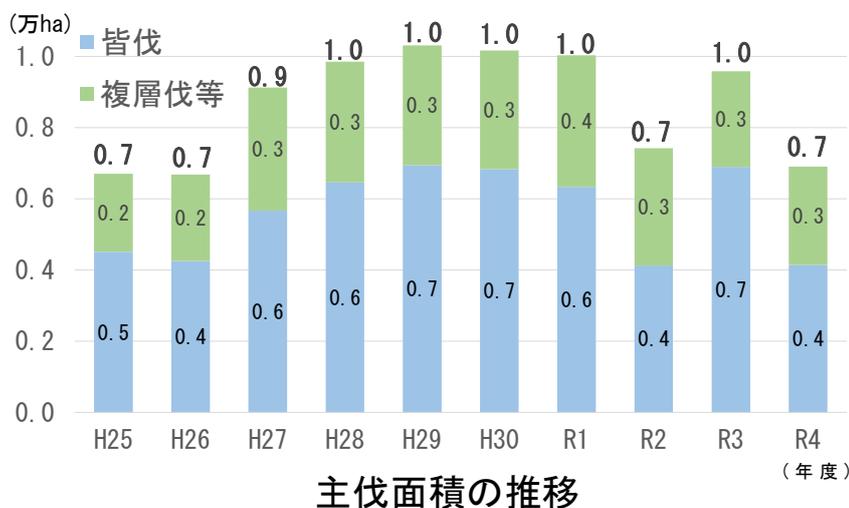
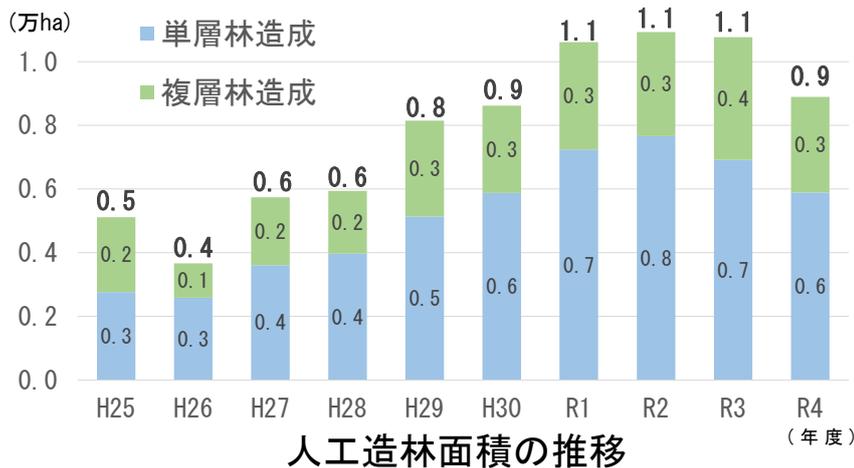
(万ha/年)	H25.4.1時点	H29.4.1時点	R4.4.1時点
間伐面積	11.0	10.4	10.3
人工造林面積	0.8	1.0	1.5

国有林の地域別の森林計画の計画量(年平均)

※全国の国有林の地域別の森林計画(158森林計画区)の平成25年、平成29年、令和4年の各4月1日時点の計画量(年平均)を合計した数値である。

また、主伐とその後の再造林については、森林資源の成熟を受け、持続的な木材供給や森林吸収量の確保に向けて次世代の資源造成を推進するとともに、多様な森林の整備に向けて育成複層林への誘導を先導的に進めていることから、増加傾向で推移しています。人工造林*面積は、この10年間で年間0.5万ha程度から1万ha程度まで増加しました。（地域の木材需給動向等を踏まえながら進めており、国有林の地域別の森林計画の計画量に比べ低い水準で推移）

今後とも、公益重視の管理経営を推進するために必要な施業を計画的に実施していきます。



主伐のうち、立木販売（伐採猶予期間が通常3年）によるものについては、契約年度で計上しており、実際に伐採した年度とは異なる場合がある。